

## ひととして大切にされ、 自分らしく生きる権利

1. あなたは、病気や障害、年齢に関係なく、ひととして大切にされ、あなたらしく生きる権利をもっています。



## 病院などで親や大切な人と いっしょにいる権利

4. あなたは、医療を受けるとき、お父さん、お母さん、またはそれに代わる人とできる限りいっしょにいることができます。



## 希望どおりにならなかったときに 理由を説明してもらう権利

6. あなたの気持ち・希望・意見の通りにすることができない場合は、なぜそうになったのか、その理由などについてわかりやすい説明を受けたり、その理由が納得できないときは、さらにあなたの意見を伝えたりする機会があります。



## 自分のことを勝手に だれかに言われない権利

8. あなたのからだや病気のことは、あなたにとって大切な情報であり、あなたのものです。あなたらしく生活をすることを守るために、あなたのからだや病気、障害に関することが他のひとに伝わらないように守られます。また、だれかがあなたのからだや病気、障害のことを他のひとに伝える必要があるときには、その理由とともに伝えてもよいかをあなたに確認をします。



## 訓練を受けた専門的なスタッフから 治療とケアを受ける権利

10. あなたは、必要な訓練を受け、技術を身につけたスタッフによって医療やケア（気配り、世話など）を受ける権利を持っています。



## 子どもにとって一番よいこと (子どもの最善の利益) を考えてもらう権利

2. あなたは、医療の場であなたに関係することが決められるとき、すべてにおいて、周囲のおとなにそれが「あなたにとってもっとも良いことか」を第一に考えてもらえる権利を持っています。



## 安心・安全な環境で生活する権利

3. あなたはいつでも自分らしく健やかでいられるように、安心・安全な環境で生活できるよう支えられる権利を持っています。もし、あなたが病気になったときには、安心・安全な場で、できるだけ不安のないようなやり方で医療ケア（こころやからだの健康のために必要なお世話）を受けられます。



## 必要なことを教えてもらい、 自分の気持ち・希望・意見を伝える権利

5. あなたは、自分の健康を守るためのすべての情報について、あなたにわかりやすい方法で、説明をうける権利を持っています。そして、あなた自身の方法で、自分の意思や意見を伝える権利を持っていて、できるだけその気持ち・希望・意見の通りにできるように努力してもらえます。



## 差別されず、こころやからだを傷つけられない権利

7. あなたは、病気や障害、その他あらゆる面において差別されることなく、あなたのこころやからだを傷つけるあらゆる行為から守られます。



## 病気のときも

### 遊んだり勉強したりする権利

9. あなたは、病気や障害の有無に関わらず、そして入院中や災害などを含むどんなときも、年齢や症状などにあった遊びの権利と学ぶ権利を持っていて、あなたらしく生活することができます。



## 本憲章には解説版がございます。

必ずご覧くださいますよう  
宜しくお願い致します。

### 解説版はこちらから

[https://www.jpeds.or.jp/modules/guidelines/index.php?content\\_id=143](https://www.jpeds.or.jp/modules/guidelines/index.php?content_id=143)



また、お子さん、御家族にリーフレットとしてお渡しできるようにポスターカード版も作成しておりますので、場面に応じてご活用ください。